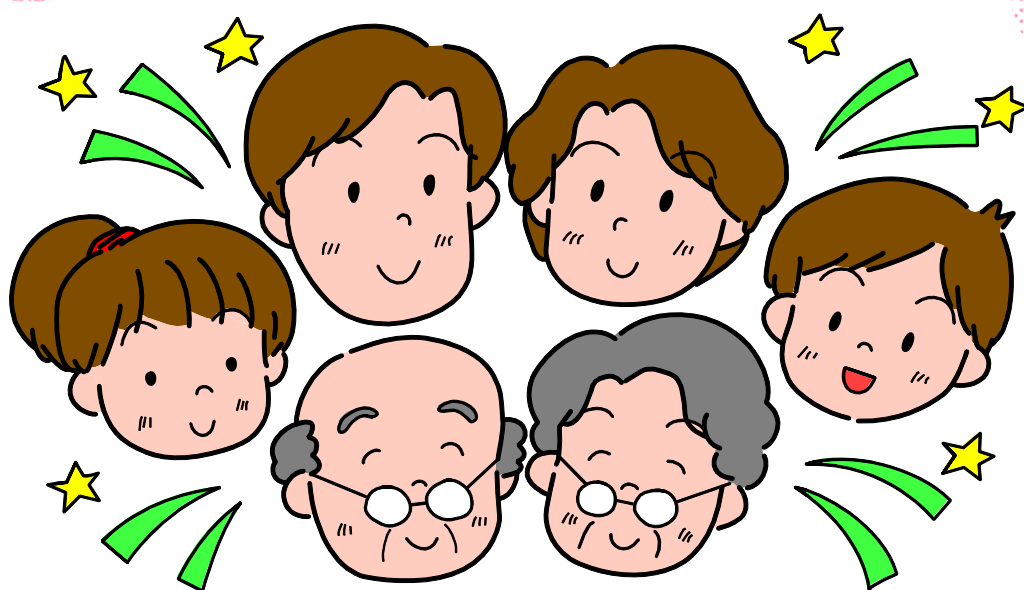


令和7年度版

安心して生き生きと暮らすために

高齢者福祉サービスの し お り



た つ の 市

目 次

1	身近な安心 たつの市地域包括支援課	1
2	在宅高齢者の自立を支援します	2
	介護予防・日常生活支援総合事業	
	自立支援配食サービス事業	
	高齢者補聴器購入補助金交付事業	
	高齢者等住宅改造費助成事業	
	高齢者タクシー事業	
	高齢者おでかけ支援事業	
	高齢者運転免許証自主返納促進事業	
	生活お助け情報シート配布事業	
3	ひとり暮らし高齢者を支援します	7
	救急医療情報キット配付事業	
	安心見守りコール事業（緊急通報システム事業）	
	I C T活用高齢者見守り支援事業	
4	家族介護を支援します	9
	介護用品支給事業	
	家族介護慰労金支給事業	
	家族介護者交流事業	
	家族介護教室事業「楽・得 介護塾」	
	はいかい高齢者等見守り S O S ネットワーク事業	
	はいかい高齢者家族支援サービス事業	
	はいかい高齢者等おでかけリスクゼロ事業	
	介護マーク普及事業	
5	認知症を理解しましょう	1 3
6	高齢期をいきいきと過ごそう	1 5
7	福祉に関するさまざまな相談に応じます	1 8
8	成年後見制度の利用を考えてみませんか？	1 9
9	高齢者虐待は、早期発見・通報を！	2 0
10	敬老事業	2 1
	敬老えらべるギフト事業	
	敬老記念写真	
	敬老祝金支給事業	
	百歳以上高齢者祝金等支給事業	
11	たつの市社会福祉協議会の事業	2 2
12	たつの市・太子町広域シルバー人材センターによるサービス ...	2 4

地域包括支援課では、こんな仕事をしています

たつの市地域包括支援課 (地域包括支援センター)

TEL (0791) 64-3197

高齢者の方が、いつまでも安心して暮らしていけるように、保健・医療・福祉・介護などさまざまな面から総合的に相談に応じます。

- 高齢者の総合相談・支援、実態把握
- 認知症に関する相談
- 成年後見制度の普及啓発
- 高齢者虐待の防止・早期発見
- 介護に関する相談・支援
- 事業対象者、要支援と認定された方のサービス調整
- 各総合支所・在宅介護支援センターで解決できない困難ケース対応
- 関係機関・ケアマネジャー等とのネットワークづくり
- 在宅介護支援センターとの連携

連携

在宅介護支援センター

くわのみ園在宅介護支援センター (サービス付き高齢者向け住宅ふらっとねす祇園内)	TEL (0791) 61-9002
西はりまグリーンホームケアセンター (介護老人福祉施設西はりまグリーンホーム内)	TEL (0791) 63-3101
新宮在宅介護支援センター (特別養護老人ホーム栗栖の荘内)	TEL (0791) 75-2277
揖保川在宅介護支援センター (介護老人福祉施設いぼがわ荘内)	TEL (0791) 72-6600
御津在宅介護支援センター (介護老人福祉施設シスナブ御津内)	TEL (079) 324-0767

高齢者相談の窓口等の機能を委託しています。

- 高齢者の相談・支援、実態把握
- 家族介護教室の開催、家族介護者交流事業の実施
- 各種保健福祉サービスの情報提供や利用申請手続きのお手伝い
- 地域のケアマネジャー・関係機関との連携

☆秘密は厳守されます。

☆相談は無料です。

☆緊急の場合は、24時間いつでも相談できます。

1 身近な安心
たつの市地域包括支援課

2 在宅高齢者の自立を支援します

介護予防・日常生活支援総合事業

心身状態や生活機能の低下が見られ、援助を必要とする方は、次のサービスが利用できます。

◎対 象 者 要支援1・2の方、事業対象者（チェックリストにより該当となった者）で援助を必要とする方

①訪問型サービス

	訪問介護相当サービス	緩和した基準による訪問型サービス
内 容	生活援助（掃除、買物、調理、洗濯など） 身体介護（トイレ、入浴、食事の介助など）	生活援助（掃除、買物、調理、洗濯など） ※身体介護は行いません
自己負担のめやす	毎月の定額の利用料になります	
	要支援 1	1,176 円/月 (週 1 回程度の利用)
	要支援 2 事業対象者	2,349 円/月 (週 2 回程度の利用)
	要支援 2 事業対象者	3,727 円/月 (週 2 回を超える利用)
	利用回数に応じた利用料になります	
	要支援 1 要支援 2 事業対象者	217 円/回 (週 1 回から 2 回程度の利用)

※家族のための家事や日常的な家事の範囲を超えることについてはサービスの対象外となります。

※上記は1割負担の場合です。一定以上所得者は2～3割負担になります。

②通所型サービス

	通所介護相当サービス	緩和した基準による通所型サービス	
内 容	生活機能維持向上のための機能訓練、介護予防のために必要な日常生活支援など	運動やレクリエーション活動や介護予防プログラムなど	
自己負担のめやす	毎月の定額の利用料になります	利用回数に応じた利用料になります	
	要支援1 事業対象者	1,798 円/月 (週1回程度の利用)	
	要支援2 事業対象者	3,621 円/月 (週2回程度の利用)	
		要支援1 事業対象者	332 円/回 (週1回程度の利用)
		要支援2 事業対象者	332 円/回 (週2回程度の利用)

※事業所により内容は異なります。

※上記は1割負担の場合です。一定以上所得者は2～3割負担になります。

※食事その他実費は別料金になります。

問い合わせ先

地域包括支援課（地域包括支援係） TEL (0791) 64-3197
地域振興課（各総合支所内）

自立支援配食サービス事業

栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認をします。

◎対 象 者 市内に居住する、次のいずれかに該当する調理が困難な方

- ① 75 歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ② 65 歳以上の高齢者のみの世帯で、介護保険
の要支援・要介護認定者がいる世帯の方
- ③ 重度の障害者のみの世帯の方。又は、重度の障害者と
65 歳以上高齢者のみの世帯の方

◎サービス内容 昼食又は夕食を宅配し、安否確認を行います。

◎利 用 回 数 1 週間に昼食 1 回、夕食 5 回以内（土、日、祝日
を徐く。）

◎利 用 料 金 1 食につき、450 円（昼食は 330 円）

高齢者補聴器購入補助事業

聴力機能の低下による認知症の進行や心身の機能低下を予防するため、
補聴器の装用が必要と医師に認められた 65 歳以上の方に対し、補聴器の
購入費用の一部を補助します。

◎対 象 者 次の要件をすべて満たす方

- ① 満 65 歳以上の方
- ② 聴覚障害の認定を受けた身体障害者手帳を取得して
いない方
- ③ 両耳の聴力レベルがおおむね 40 デシベル以上 70 デシベル
未満の中等度難聴であって、耳鼻咽喉科の医師から補聴器
の使用の必要性が認められた方
- ④ 令和 6 年 4 月 1 日以後に補聴器を購入される方

◎補 助 額 2 万円を上限として、1 人 1 回限り助成します。

※ 2 万円を下回った場合は、その金額とします。

※ 補聴器本体の購入にかかる費用が対象です。集音器、付属
品、送料、診察料、文書料、故障・修理、メンテナンス料
等は対象外となります。

※ 補助金交付決定前に購入した補聴器は補助対象外です。事前にご相談ください

問い合わせ先 高年福祉課（高年福祉係）Tel（0791）64-3152
地域振興課（各総合支所内）

2 在宅高齢者の自立を支援します

高齢者等住宅改造費助成事業

新築、建替、増改築等の大規模な工事を伴わない、既存住宅の改造工事費用の一部を助成します。

※重要！

原則として、初回の介護保険又は身体障害者・療育手帳による住宅改修と一体的に実施し、それを補助するものとなっているため、同時に申請が必要です。

- ◎対 象 者
- ①介護保険法に基づく要支援・要介護認定を受けた方
 - ②上記に該当する方で、身体状況及び家屋状況により住まいの改良相談員から住宅改造が必要であると認められる方

◎助成対象区分

区 分	助成対象工事の内容
浴室洗面所	浴室入口の段差解消、手すりの設置、中折戸等への交換、レバー式水栓への取替え、すべりにくい床材への取替え等
便 所	洋式便器への取替え、手すりの設置
玄 関	手すりの設置、スロープの設置
廊下・階段	手すりの設置、階段の滑り止め設置、段差解消のための床上げ
居 室	手すりの設置、出入口の段差解消、畳からフローリングへの張替え
台 所	レバー式水栓への取替え等

- ◎助 成 率
- 生計中心者の所得により助成率が異なります。

※所得制限有り（詳細はお問い合わせください。）

- ◎そ の 他
- ①昭和56年5月以前に建設された戸建住宅にお住まいの方は耐震診断報告書が必要です。
 - ②介護保険法、身体障害者福祉法等他制度が優先され、対象限度額は、他制度を含め100万円です。（世帯1回限りの使用）
 - ③各年度の3月10日までに工事完了届を提出できる改造が対象です。
 - ④予算が終了次第、申請の受付を終了させていただくことがありますので、事前にご確認ください。

問い合わせ先 高年福祉課（介護保険係）TEL（0791）64-3155

高齢者タクシー事業

交通手段を持たない高齢者等の世帯の交通利便を図ります。

- ◎対 象 者 ① 1人は70歳以上で世帯員全員が65歳以上の世帯
(単身世帯の場合は70歳以上の方が対象です。)
②上記①の世帯で、18歳未満又は障害者を養育する世帯
※自動車を所有していない世帯
※所得制限有り (詳細はお問い合わせください)
- ◎サービス内容 ①タクシー利用券(1枚500円)で料金の一部を助成します。
②タクシー利用券を市民乗り合いタクシー乗車券(1枚200円)に等価交換できます。
- ◎チケット枚数 タクシー利用券を30枚/年(申請月により異なります)
- ◎利 用 会 社 市指定のタクシー会社のみ
- ◎そ の 他 申請には、地区の民生委員・児童委員の方の確認が必要です。

高齢者おでかけ支援事業

既存のタクシー利用券の交付を受けていない75歳以上の方を対象におでかけ支援券を配布し、タクシー料金の一部を助成することで高齢者の外出を支援します。

- ◎対 象 者 高齢者タクシー利用券又は障害者福祉タクシー利用券の交付を受けていない75歳以上の方(今年度内に75歳になる方を含む)がいる世帯
- ◎サービス内容 高齢者おでかけ支援券(1枚500円)で料金の一部を助成します。
- ◎チケット枚数 高齢者おでかけ支援券を1冊(500円×6枚)
- ◎利 用 会 社 市指定のタクシー会社のみ
- ◎そ の 他 高齢者おでかけ支援券については、タクシーのみで使用できる利用券であるため、たつの市市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」乗車券への交換はできません。

問い合わせ先 高年福祉課(高年福祉係) Tel (0791) 64-3152
地域振興課(各総合支所内)

2 在宅高齢者の自立を支援します

高齢者運転免許証自主返納促進事業

車の運転に不安のある高齢者の運転免許証の自主返納を促進し、返納後の日常生活の利便性を確保するため、コミュニティバス及びてくてくバスの無料定期券並びに市民乗り合いタクシー乗車券を交付します。

- ◎対 象 者 65歳以上で、平成27年度以降に運転免許証を自主的に返納した方及びその配偶者で運転免許証を持たない方
- ◎サービス内容 ①コミバス・てくてくバス無料定期券を交付（交付の日から3年間有効）
②市民乗り合いタクシー乗車券（1枚200円）60枚を交付（交付の年度から3年度間有効）

【コミュニティバス】

【てくてくバス】

【市民乗り合いタクシー】



問い合わせ先 高年福祉課（高年福祉係）Tel（0791）64-3152
地域振興課（各総合支所内）

生活お助け情報シート配布事業

必要な方に必要なサービスが届くように、福祉サービス情報を分かりやすく集約して見える化した「生活お助け情報シート」を、希望者に広く配布します。

- ◎対 象 者 おおむね65歳以上の高齢者及び高齢者世帯
- ◎費用負担 無料
- ◎配布方法 ①地域包括支援課職員や在宅介護支援センター職員等が訪問した際、希望者に配布します。
②地域包括支援課、地域振興課（各総合支所）窓口で希望者に配布します。

問い合わせ先 地域包括支援課（総合相談支援係）Tel（0791）64-3270
地域振興課（各総合支所内）

救急医療情報キット配付事業

かかりつけ医・持病等の医療情報や緊急連絡先等の情報が収納できる専用の容器を配布し、冷蔵庫への保管を促すことで、万一の救急時にも迅速な情報連携ができるよう備えるものです。

- ◎対 象 者 ①65歳以上の高齢者のみの世帯
②重度の障害者のみの世帯
③重度の障害者と65歳以上の高齢者のみの世帯
- ◎配 付 内 容 専用容器、玄関用シール、冷蔵庫用マグネット、
情報用紙

問い合わせ先 地域包括支援課（地域包括支援係）TEL（0791）64-3197
地域振興課（各総合支所内）

安心見守りコール事業（緊急通報システム事業）

ひとり暮らしの方が安心して生活を送るために、緊急時等に連絡・相談が可能な専用機器を貸し出します。

- ◎対 象 者 ①65歳以上の援護を要するひとり暮らしの方
②65歳以上の高齢者のみで、同居者が寝たきりもしくは認知症の状態にある世帯
③身体障害者手帳1級又は2級所持者で、ひとり暮らしの方
- ◎サービス内容 ①急病や事故等の緊急時にボタンを押すとコールセンターに連絡が入り、緊急時の対応をします。
②毎月定期的に安否確認をします。
③看護師が健康等の相談を受け付けます。
- ◎そ の 他 協力員が3名必要です。



問い合わせ先 高年福祉課（高年福祉係）TEL（0791）64-3152
地域振興課（各総合支所内）

3 ひろ暮らし高齢者を支援します

ICT活用高齢者見守り支援事業

ICTを活用して家族と離れて暮らす高齢者の見守りやコミュニケーションを支援する機器を購入した際に最大3万円を助成します。

◎対 象 者 65歳以上の高齢者のみの世帯で、対象機器を新たに購入し、自宅に設置した世帯

◎対 象 機 器 下記①及び②の機能を有する機器で市が指定するもの
 ①離れて暮らす家族からの画像、動画などを受信できる機能を有するもの
 ②離れて暮らす家族が、対象世帯宅の室内環境が確認できるなどの見守り機能を有するもの

◎助 成 内 容 対象機器購入に要する費用に対して、最大3万円を上限に助成します。(設置費、通信料等は対象外)

【令和7年4月1日時点対象機器】

まごチャンネル with SECOM



見守りロボット EBO



TQ タブレット



見守りロボットユピ坊



BOCCOemo+部屋センサ



BOCCOemo LTE モデル
Powered by ネコリコ



マゴコロボタン



ちかく



問い合わせ先 高年福祉課 (高年福祉係) TEL (0791) 64-3152

4 家族介護を支援します

介護用品支給事業

紙おむつ等の介護用品を支給することにより、家族の経済的負担の軽減を図ります。

- ◎対 象 者 要介護4以上の在宅の寝たきり高齢者等
※所得制限有り（市民税非課税世帯が対象です。）
- ◎サービス内容 紙おむつ、ウェットティッシュ、介護用手袋等の介護用品を月額8,340円を上限に宅配します。
ただし、家族介護者交流事業の利用者は、月額6,250円を上限とします。

家族介護慰労金支給事業

寝たきり高齢者等の介護者に対し、慰労金を支給します。

- ◎対 象 者 要介護4以上の65歳以上の高齢者を過去1年間、介護保険サービス（年間7日以内の短期入所を除く。）を利用しないで在宅で介護している家族。
ただし、重度心身障害者（児）介護手当の受給者は除きます。
※所得制限有り（詳細はお問い合わせください。）
- ◎慰 労 金 額 年額12万円
- ◎そ の 他 病院等に入院した期間は、除きます。



問い合わせ先 高年福祉課（高年福祉係）Tel（0791）64-3152
地域振興課（各総合支所内）

4 家族介護を支援します

家族介護者交流事業

介護者の交流会等を行うなど、一時的に介護から離れ、心身のリフレッシュを図ります。

◎対 象 者 要介護1以上の高齢者を在宅で介護している主な介護者

◎サービス内容 日帰りバス旅行等により、介護者相互の交流を図ります。

◎助 成 額 年額25,000円まで

◎問い合わせ先

くわのみ園在宅介護支援センター	(0791)61-9002
西はりまグリーンホームケアセンター	(0791)63-3101
新宮在宅介護支援センター	(0791)75-2277
揖保川在宅介護支援センター	(0791)72-6600
御津在宅介護支援センター	(079)324-0767

家族介護教室事業「^{らく}・^{とく} 介護塾」

介護の方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得していただくための教室を開催します。

◎対 象 者 介護をしている方、介護に関心のある方

◎参 加 費 無料

◎問い合わせ先

くわのみ園在宅介護支援センター	(0791)61-9002
西はりまグリーンホームケアセンター	(0791)63-3101
新宮在宅介護支援センター	(0791)75-2277
揖保川在宅介護支援センター	(0791)72-6600
御津在宅介護支援センター	(079)324-0767

はいかい高齢者等見守りSOSネットワーク事業

認知症等で行方不明になる可能性がある方に、スマートフォンで読み取ると地域包括支援課、警察の連絡先が表示される QR コード付きシールを配付し、所在不明時の早期発見・保護を図ります。

- ◎登録対象者 はいかい又はそのおそれのある高齢者等
(病気などにより道がわからなくなり家に帰れなくなるなどの可能性のある方)
- ◎配付内容 QR コード付きシール 10 枚 (反射仕様で靴や服・鞆等に貼ることができます) ※令和 7 年 6 月～順次配付
- ◎費用負担 無料
- ◎その他 登録に当たっては、登録対象者のご家族などの事前届出が必要です。(※本人写真の添付が必要)

はいかい又はそのおそれのある高齢者等が、万が一所在不明になった場合の捜索をスムーズに行うために、高齢者等の名前や特徴、写真など本人の情報をあらかじめ市に登録しておく制度です。



はいかい高齢者家族支援サービス事業

はいかい高齢者の早期発見と安全確保を図ります。

- ◎対象者 おおむね 65 歳以上のはいかい高齢者等を在宅で介護している家族
- ◎サービス内容 専用端末機を貸出し、高齢者等が身に付けることで、所在不明時に GPS により探索します。
靴 (別売) に入れて使用することも可能です。
- ◎利用料金 月額使用料は利用者負担。初期費用は市が負担します。



問い合わせ先

地域包括支援課 (認知症支援係) TEL (0791) 64-3125

4 家族介護を支援します

はいかい高齢者等おでかけリスクゼロ事業

はいかいのおそれのある高齢者等が、日常生活上で起こした事故により、第三者への損害賠償責任を負った際に、市がその損害を補償することで、認知症の人と家族が安心して暮らし続けることができる環境整備を図ります。

- ◎対 象 者 たつの市はいかい高齢者等見守り SOS ネットワーク事業に登録されている方
- ◎事 業 内 容 日常生活賠償責任保険：3億円限度
傷害見舞費用保険：死亡見舞費用保険金50万円等
- ◎費 用 負 担 無料

※この事業を利用するには、事前に「はいかい高齢者等見守り SOS ネットワーク事業」への登録が必要です。

問い合わせ先

地域包括支援課（認知症支援係） TEL（0791）64-3125

介護マーク普及事業

介護中であることを周囲に分かりやすくするための名札型介護マークを配付しています。

- ◎対 象 者 市内に住所を有し、次のいずれかに該当する者を介護している方
- ①介護保険要介護認定を受けている方
②上記に準ずる方
- ◎サービス内容 名札型の介護マークを配布
- ◎費 用 負 担 無料
- ◎配 布 窓 口 地域包括支援課、地域振興課（各総合支所内）、在宅介護支援センター
- ◎配 布 方 法 上記窓口に「介護マーク名札配布申請書」を提出



障がいのある方を介護する方も、介護マークをご活用ください。

こんなときに・・・

- 介護していることを、周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- 駅やサービスエリア等のトイレで付き添うとき
- 男性介護者が、女性用の下着を購入するとき

問い合わせ先

地域包括支援課（認知症支援係） TEL（0791）64-3125
地域振興課（各総合支所内）・在宅介護支援センター

認知症は他人事ではありません

◎年によるもの？ それとも認知症・・・？

認知症は65歳以上では8人に1人と言われるほど身近な病気ですが、年だからと見過ごされがちです。「人の名前がでてこない」「ど忘れが多くなる」などの「もの忘れ」は少なからず自然な老化によって誰にでも起こりえます。一方、単なるもの忘れと思っているものの中には「認知症」という病気であることがあります。

もの忘れの違い

★1年前と比べて左側のような変化が見られた場合は、身近なかかりつけ医や認知症相談窓口にご相談しましょう。

認知症によるもの忘れ	老化によるもの忘れ
体験や出来事の全体を忘れてしまう	体験や出来事の一部を忘れる
もの忘れが頻繁に起こる	ヒントがあれば思い出すことができる
もの忘れをしている自覚がない	もの忘れをしている自覚がある
人物や時間・場所までがわからなくなることがある	人物や時間・場所までわからなくなることはない

日常生活に支障が出る

日常生活に大きな支障は出ない

認知症生活べんり帳

認知症の予防段階から認知症の状態に合わせて、利用できる相談先や制度・サービス等、地域の社会資源をまとめたものです。

「予防・備え」「見守り支え合う」「気づき」「医療の相談先・認知症の専門医療機関」「介護の相談先・介護保険サービス等」の項目ごとに記載しています。

◎対象者 認知症に備えておきたい方
認知症が気になる方
認知症に関するサービス等を知りたい方

◎配布窓口 地域包括支援課
※市ホームページからダウンロードもできます。



問い合わせ先

地域包括支援課（認知症支援係） TEL (0791) 64-3125



認知症予防普及啓発

認知症の正しい知識を普及し、地域で認知症予防に取り組む体制づくりを行うことで、認知症予防のまちづくりの推進を図ります。

- ◎対 象 者 認知症予防に努めたい方
認知症が気になる方
- ◎事 業 内 容 ①認知症予防講演会（年1回）
②認知症予防個別相談
認知機能チェックツールを用いて個別の認知症予防方法について助言します。
③認知症予防講座

認知症相談窓口

年のせいだからと言わずに、「あれっ?」「今までとは何かが違う」と感じたら、早めに身近な相談窓口で相談してみましょう。

・ 認知症初期集中支援チームの訪問相談

認知症の専門チームが訪問し、お話を聞きながら様々な相談に応じます。

・ もの忘れ相談

認知症専門医による無料相談です。2か月に1回実施しています。（完全予約制）

・ 認知症相談センター

認知症が心配になったら、ご家族やご近所に認知症の気になる方がおられたら、お気軽にご相談ください。

相談窓口の名称		住所	電話番号
揖保川病院 ※1		揖保川町半田 703-1	0791-72-3050
たつの市民病院 ※1		御津町中島 1666-1	079-322-1121
兵庫県立リハビリテーション西播磨病院 認知症疾患医療センター※1※2		新宮町光都 1-7-1	0791-58-1092
在宅介護支援センター	くわのみ園在宅介護支援センター	龍野町北龍野字新町 383-1	0791-61-9002
	西はりまグリーンホームケアセンター	誉田町福田 780-1	0791-63-3101
	新宮在宅介護支援センター	新宮町平野 778-5	0791-75-2277
	揖保川在宅介護支援センター	揖保川町半田 608-1	0791-72-6600
	御津在宅介護支援センター	御津町中島 980-3	079-324-0767

※1 もの忘れ外来があります。 ※2 受診時にはかかりつけ医等の紹介状が必要です。

問い合わせ先

地域包括支援課（認知症支援係） TEL（0791）64-3125

高齢者の保健事業

市民総合健診

健康診査は、生活習慣病の予防や早期発見のために欠かせません。
自分の健康状態について正確な知識を持ち、健康管理を続けるために健診を上手に役立てましょう。

◎集団健診

はつらつセンター、新宮公民館、揖保川総合支所、御津公民館、コミセン等で実施

◎個別健診

たつの市・太子町の個別健診実施医療機関にて実施

乳がん検診・子宮頸がん検診については、姫路市の医療機関でも実施

【内容】

特定健診

- 対象者 74歳までのたつの市国保加入者及び社会保険等被扶養者、後期高齢者医療加入者
- 個人負担金 たつの市国保加入者：無料（特定健診受診券が必要）
後期高齢者医療加入者：無料（特定健診受診券はありません）
社会保険等被扶養者：特定健診受診券に記載の額

がん検診等

- 肺がん結核検診、喀痰検査、大腸がん検診、前立腺がん検診
- 胃がん検診（バリウム）
※80歳以上の方、むせやすい方、便秘の方は医療機関での検査をお願いします。
- 胃がん検診（胃カメラ）（個別健診のみ実施）
- 肝炎ウイルス検診（過去に検査をしていない方）
- 腹部エコー検診（個別健診のみ実施）
- 骨粗しょう症検診（65・70歳の女性のみ実施）
※その他の年齢、男性の方は、集団健診のみ全額自己負担で受診できます。
- 歯科健診または歯科指導
（集団健診：65歳以上 個別健診：70・75歳）
- 乳がん検診・子宮頸がん検診
- 個人負担金 年齢により異なるため、お問い合わせください。
（生活保護世帯の方は無料・事務連絡票が必要）

問い合わせ先

たつの市健康課（はつらつセンター内）

TEL（0791）63-2112 FAX（0791）63-2122

新宮総合支所地域振興課

TEL（0791）75-3110 FAX（0791）75-0264

揖保川総合支所地域振興課

TEL（0791）72-6336 FAX（0791）72-6076

御津総合支所地域振興課

TEL（079）322-3496 FAX（079）322-2625

6 高齢期をいっしょに迎える

予防接種

インフルエンザ、新型コロナウイルス、細菌性肺炎及び帯状疱疹の発病と重症化の予防のために、予防接種を受けられた方に対し、接種費用の一部を助成します。

◎高齢者インフルエンザ

- 対象者 満65歳以上
- 個人負担金 1,500円
(生活保護世帯の方は無料・事務連絡票が必要)
- 接種時期・回数 10月1日～1月31日、1年に1回

◎高齢者新型コロナワクチン

- 対象者 満65歳以上
- 個人負担金 3,260円
(生活保護世帯の方は無料・事務連絡票が必要)
- 接種時期・回数 10月1日～1月31日、1年に1回

◎高齢者肺炎球菌ワクチン

- 対象者 満65歳以上(過去に接種したことがない方)
- 個人負担金 4,000円
(生活保護世帯の方は無料・事務連絡票が必要)
- 接種時期・回数 通年、1回
※65歳の方には、誕生日の翌月に予診票を郵送します。それ以外の方は事前申請が必要です。

◎帯状疱疹ワクチン

- 対象者 満50歳以上
- 助成費用・回数 乾燥弱毒生水痘ワクチン「生ワクチン」:
1回当たり4,000円(1人1回限り)
乾燥組換え帯状疱疹ワクチン「不活化ワクチン」:
1回当たり10,000円(1人2回限り)
※助成については、いずれかのワクチンに限ります。
事前申請が必要です。
(定期接種対象の方で生活保護世帯の方は無料・事務連絡票が必要)
- 助成方法

詳しくはお問い合わせください。

申請は、健康課または各総合支所地域振興課(要予約)へお越しください。

問い合わせ先

たつの市健康課(はつらつセンター内)

TEL(0791)63-2112 FAX(0791)63-2122

新宮総合支所地域振興課

TEL(0791)75-3110 FAX(0791)75-0264

揖保川総合支所地域振興課

TEL(0791)72-6336 FAX(0791)72-6076

御津総合支所地域振興課

TEL(079)322-3496 FAX(079)322-2625



その他の事業

◎高齢者健康講座

老人クラブ等の出前講座により、高齢者の健康づくりについての健康教育（健康チェック、閉じこもり・認知症・うつ予防、運動、栄養講座）を行います。

◎健康相談

健康についての個別相談、アドバイスをします。

※要支援・要介護に陥る可能性の高い高齢者を対象に、生活機能低下の個別相談に応じます。



◎お達者料理教室

高齢者を対象に、調理実習や食べることを通して交流を図ります。

問い合わせ先

たつの市健康課（はつらつセンター内）

TEL (0791) 63-2112 FAX (0791) 63-2122

新宮総合支所地域振興課

TEL (0791) 75-3110 FAX (0791) 75-0264

揖保川総合支所地域振興課

TEL (0791) 72-6336 FAX (0791) 72-6076

御津総合支所地域振興課

TEL (079) 322-3496 FAX (079) 322-2625

地域包括支援課（認知症支援係）

TEL (0791) 64-3125 FAX (0791) 63-0384

一般介護予防事業

◎いきいき百歳体操

手足におもりをつけて、DVDを見ながら椅子に座ってゆっくり行う体操で、筋力の維持・向上にとっても効果があります。週1～2回地域の身近な会場で集まって実施することで、閉じこもりを予防し元気な地域づくりにつながります。

●いきいき百歳体操活動支援講座

地域で自主的に「いきいき百歳体操」に取り組む4人以上のグループを支援します。初回講座（体力測定など）、3か月後講座（栄養指導）、6か月後講座（体力測定）、1年後講座（体力測定・スペシャル版指導）において、体操の実技指導、アンケート等を実施し、体操を効果的に継続できるよう支援を行います。また、結成3年目以降のグループにも講座を実施します。

◎かみかみ百歳体操

いきいき百歳体操を6か月以上継続したグループを対象に、お口の機能（食べる、噛む、飲み込む、話すこと等）を高める「かみかみ百歳体操」を指導・実施します。

問い合わせ先 地域包括支援課（認知症支援係）

TEL (0791) 64-3125 FAX (0791) 63-0384

ふくし総合相談窓口

複雑な困りごとがあって「市役所のどこの窓口へ相談に行けばよいか分からない」や「同じ話を何度も違う窓口でしなくてはならない」と感じたことはありませんか？

ふくし総合相談窓口では、福祉に関するさまざまな相談に応じ、市役所内の関係課や市役所外の関係機関と連携して、一緒に困りごとを解決できるよう支援します。

「どこに相談したらいいの？」と思ったら、お気軽に「ふくし総合相談窓口」にご相談ください。



◎対象者 福祉に関するさまざまな困りごとのある市民
及びその親族など
民生委員・児童委員及び介護支援専門員などの
相談支援をされている方

◎事業内容 子どもから高齢者まで、ご本人やご家族からのさまざまな相談受付、解決に向けた市役所内の関係課や市役所外の関係機関との連携調整・支援

＜相談内容の例＞

家族のこと 認知症・障害・ひきこもり・無職・虐待など
制度のこと 介護保険サービス・障害福祉サービスなど
お金のこと 金銭管理・生活困窮など

窓口に行けないなどの場合は職員が訪問しますので、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先

地域包括支援課（総合相談支援係） TEL（0791）64-3270

エンディングノートの普及啓発

誰でも病気や事故等により、自分の思いを伝えることが難しくなる可能性があります。意思表示ができる元気なときから、家族や周りの人へ思いを伝えたり話し合ったりし、自分の意志を尊重した医療や介護を受けるために「エンディングノート」を書いてみましょう。

※出前講座や窓口等で希望する方にエンディングノートを配布します。

◎対象者 65歳以上の方、又はその方の家族等

問い合わせ先

地域包括支援課（地域包括支援係） TEL（0791）64-3197

あなたの「不安」を「安心」に変えます

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断力の不十分な人が、意思決定や身上保護について成年後見人等から支援を受けるための制度です。利用開始にあたり、市や西播磨成年後見支援センターが支援します。

問い合わせ先

地域包括支援課（地域包括支援係） TEL（0791）64－3197
西播磨成年後見支援センター TEL（0791）72－7294

成年後見制度利用支援事業

制度を利用する必要があるにもかかわらず、親族がいない、経済的に困窮しているなどの理由で利用に至っていない人は、この事業により以下の支援を受けることができます。

◎支援内容

- ①成年後見制度（法定）の審判の申立に対する支援（市長申立）
- ②申立に必要な手数料、登録印紙代及び鑑定（診断書の作成）費用等に対する支援
- ③民法に規定する成年後見人、保佐人及び補助人並びに成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人の業務に対する報酬を支援

◎市長申立の対象者

認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者であり、かつ、配偶者若しくは2親等以内の親族がない者又はこれらの親族であっても音信不通の状況等にある者で、市長が本人の保護のために申立を行うことが必要と認めた者

◎費用助成の対象者

申立費用及び報酬の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある人

問い合わせ先

地域包括支援課（地域包括支援係） TEL（0791）64－3197

9 高齢者虐待は、早期発見・通報を！

高齢者虐待は、早期発見・通報を！

高齢者の虐待は、さまざまな要因が複雑に絡み合っ発生することや高齢者本人の生命や身体に危険が及ぶことがあることから、早い時期に介入するなどして、虐待の悪循環を止めることが大切です。

高齢者虐待防止法では、虐待を受けている高齢者を発見した人に市町村への通報が義務づけられています。

虐待を受けている高齢者本人も相談（届出）ができます。

☆通報や相談の秘密は厳守されますので、ためらわずご相談ください。

◎高齢者虐待とは？

養護者又は施設等の職員による高齢者への次のような行為をいいます。

- ①身体的虐待（暴行）
- ②ネグレクト（介護・世話の放棄・放任）
- ③心理的虐待（心理的外傷を与えるような言動）
- ④性的虐待
- ⑤経済的虐待（高齢者から不当に経済上の利益を得ること）

◎高齢者虐待の相談窓口

たつの市本庁 地域包括支援課	(0791) 64-3197	
たつの市本庁 高年福祉課	(0791) 64-3152	
新宮総合支所 地域振興課	(0791) 75-0253	
揖保川総合支所 地域振興課	(0791) 72-2523	
御津総合支所 地域振興課	(079) 322-1451	
くわのみ園在宅介護支援センター	(0791) 61-9002	休日夜間対応あり
西はりまグリーンホームケアセンター	(0791) 63-3101	休日夜間対応あり
新宮在宅介護支援センター	(0791) 75-2277	休日夜間対応あり
揖保川在宅介護支援センター	(0791) 72-6600	休日夜間対応あり
御津在宅介護支援センター	(079) 324-0767	休日夜間対応あり

敬老えらべるギフト事業

- ◎対 象 者 ……数え年 75 歳以上（昭和 26 年以前生れ）の方
- ◎内 容 ……市内の地場産品等の商品やサービスの中からお好みの一品をお選びいただく「敬老えらべるギフトカタログ」をお贈りします。

※対象者に郵送により通知します。

敬老記念写真

- ◎対 象 者 ……数え年 80 歳（昭和 21 年生れ）の方
- ◎内 容 ……希望者に記念写真を撮って差し上げます。

※対象者に郵送により通知します。

敬老祝金支給事業

- ◎対 象 者 ……9 月 1 日現在で市内に住所を有する満 88 歳の方（昭和 11 年 9 月 3 日～昭和 12 年 9 月 2 日生れの方）
- ◎祝 金 ……10,000 円

※対象者に郵送により通知します。

百歳以上高齢者祝金等支給事業

- ◎対 象 者 男女各最高齢者、最高齢夫婦（1 組）、満 100 歳高齢者
- ◎祝 金 等 男女各最高齢者 ……祝 金 10,000 円
最高齢夫婦（1 組） ……祝 金 10,000 円
満 100 歳誕生日 ……祝 金 30,000 円

各事業問い合わせ先

高年福祉課（高年福祉係）TEL（0791）64-3152
地域振興課（各総合支所内）

たつの市社会福祉協議会の事業

「ささえあい、たすけあいの心を育み、すべての住民が安心して暮らせるまちづくり」をめざし、支援を必要としている人を地域のみんなで支え合う福祉のまちづくりを進めています。

1 地域福祉事業

◎小地域福祉活動推進事業

単位自治会ごとに、住民が主体となり地域の特色を活かし、ふれあいサロン、世代間交流、安否確認活動や広報啓発活動を通じて福祉の地域づくりを推進しています。

◎暮らし支え合い事業

介護保険制度では対応ができない日常生活のちょっとした困りごと（買い出し・簡単な掃除・庭の草むしり）を、地域住民の協力を得て解決する住民活動です。

対価 100円／10分

2 在宅福祉事業

◎給食サービス事業

市が実施する自立支援配食サービス事業で非該当になった調理が困難な65歳以上の一人暮らし高齢者などに栄養バランスのとれた昼食弁当を週1回調理、配食（安否確認）しています。

利用料 330円／食

◎福祉車両貸出事業

高齢者や身体障害者などの外出を支援するため、スロープ又はリフト付きの福祉車両を貸出しています。

利用料 500円／日

◎訪問理容サービス事業

自力で理容店に行くことが困難な高齢者などに、理容組合揖龍支部の協力を得て自宅での理容サービスを提供しています。

利用料 2,000円／回

●福祉機器貸出事業

高齢者や身体に障害のある方などの生活を支援するため、車いす、介護用ベッドの福祉機器を貸出しています。

車いす ・ 対象者 高齢者、身体に障害のある者（児）

※ 介護保険制度による福祉用具の貸与を利用できる者（要介護2～5）は除く

維持管理料 無料

介護用ベッド ・ 対象者 高齢者、身体に障害のある者（児）

※ 介護認定を受けている者（要支援1・2、要介護1～5）は除く

維持管理料 300円/月 ※搬送料1,000円

●高齢者ふれあいのつどい事業

一人暮らし高齢者などの交流の場を提供し、生きがいと仲間づくりを支援します。

利用料 300円/回

3 受託事業

◎福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力に不安のある方が、地域で安心して自立生活が営めるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を支援しています。

◎生活福祉資金貸付事業

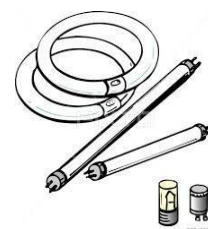
他の資金からの借入れが困難な低所得世帯などの経済的な自立を図るため、必要な費用の一部を貸し付ける生活福祉資金の貸付相談及び申込受付を行っています。

たつの市社会福祉協議会 本部・龍野支部	龍野町富永 410-2 (はつらつセンター内)	(0791) 63-5106
たつの市社会福祉協議会 新宮支部	新宮町平野 111-1 (新宮ふれあい福祉会館内)	(0791) 75-5084
たつの市社会福祉協議会 揖保川支部	揖保川町正条 279-1 (揖保川総合支所内)	(0791) 72-7294
たつの市社会福祉協議会 御津支部	御津町朝臣 38-1 (御津やすらぎ福祉会館内)	(079) 322-2920

高齢者等ちょっとサポート業務サービス

65歳以上の高齢者のみの世帯（要介護及び要支援の認定を受けた者の世帯は除く。）や一人暮らしの障害者で、日常生活の中でちょっとした困りごとはありませんか？そのような、ちょっとした困りごとをお手伝いするサービスを実施しています。

主なサービスの内容	料金
電球・蛍光灯の交換	30分以内 1,000円
電気製品の電池交換	
暖房器具の灯油入れ	
水道パッキンの交換	
花壇・鉢植えの水撒き	
ゴミ出し（大量のゴミは対象外）	
洗濯物干すだけ	
洗濯物の取り込み、たたみ	
室内清掃	
家具の移動（重量物は除く）	
簡単な裁縫	
話し相手	
その他30分以内でできるサービス（要相談）	



【利用上の注意】

- ・作業はいずれも高年齢者の会員1人当たり30分以内に終了する程度を目安にしています。
- ・作業内容にそごが生じないように、できるだけ詳しくご希望内容をお聞かせ下さい。
- ・作業内容により部品代・機材代が別途必要となる場合があります。
- ・お急ぎの場合や大掛かりな作業になる場合はお断りすることがあります。

問い合わせ先

公益社団法人 たつの市・太子町広域シルバー人材センター
本部（たつの支部）TEL 0791-62-4311

太子支部 TEL 079-276-3232 新宮事業所 TEL 0791-75-4141

御津連絡所 TEL 079-322-0701

た つ の 市

高年福祉課

〒679-4192 たつの市龍野町富永 1005 - 1
TEL 0791-64-3152 FAX 0791-63-0863

新宮総合支所

地域振興課市民健康福祉係

〒679-4392 たつの市新宮町宮内 16
TEL 0791-75-0255 FAX 0791-75-0264

揖保川総合支所

地域振興課市民健康福祉係

〒671-1692 たつの市揖保川町正條 279-1
TEL 0791-72-2523 FAX 0791-72-6076

御津総合支所

地域振興課市民健康福祉係

〒671-1392 たつの市御津町苅屋 356-1
TEL 079-322-1451 FAX 079-322-2625